

発注仕様書（大都市の例）

一竣工時性能確認試験に関する部分の例一

1. 予備性能試験	(1) 予備性能試験方法 請負者は、性能試験の前に順調かつ安定した連続運転ができるよう、予備性能試験を実施する。 (2) 予備性能試験要領 請負者は、試験内容及び運転計画を記載した予備性能試験要領書を提出し、〇〇市町村（発注者）の承諾を得た後、試験を実施する。 (3) 予備性能試験成績書の提出 請負者は、予備性能試験成績書を性能試験前に3部提出する。
2. 性能試験	(1) 請負者は、引渡しに先だって、施設全体としての性能及び機能を確認するため、〇〇市町村の指定する監督員立会いのもとに性能試験を実施する。 (2) 試験方法 性能試験は、定格運転及び軽負荷運転について実施する。 ① 定格運転 ア. 試験当日の1日前からほぼ全炉定格運転に入るものとする。 イ. 特記仕様書に示すごみ質及び実施設計図書の焼却能力曲線に見合った焼却量を確認するため、各炉連続12時間以上の計測を実施する。 ウ. 灰溶融炉及び灰処理設備は、試験当日の1日前からほぼ全炉定格運転に入るものとし、溶融能力及び処理能力を確認するため、各炉連続12時間以上の計測を実施する。 ② 軽負荷運転 低質ごみで能力を確認するため実施する。 ア. 焼却炉1基ごとに低質ごみ相当での試運転を行う。 イ. 実施時間は、12時間以上とする。 (3) 性能試験要領 請負者は、試験内容及び運転計画を記載した性能試験要領書を提出し、〇〇市町村の承諾を得た後、試験を実施する。 (4) 性能試験項目と実施方法 ① 定格運転時の性能試験は、「表1 性能試験の項目と方法」により実施する。 ② 軽負荷運転時の性能試験は、「表1 性能試験の項目と方法」に示す項目番号のうち「1」、「2」、「3」、「9」について実施する。 ③ 性能試験における試料の採取、計測、分析、記録等は、請負者の所掌とする。 ④ 試料採取の時刻は、監督員の指示による。

3. その他測定

(5) 計測及び分析機関

性能試験における試験項目についての計測及び分析の依頼先は、法的資格を有する第三者機関とする。また、ダイオキシン類の分析は、国が行う精度管理指針に基づき、適切に精度管理が行われ、計量法に基づく認定を受けている機関で実施する。

ただし、特殊な事項の計測及び分析については、〇〇市町村の承諾を得て、適切な機関に依頼することができる。

(6) 性能試験成績書の提出

請負者は、性能試験終了後、性能試験成績書を引渡前に3部提出する。

その他の測定は下記による。

(1) 「2 性能試験」(1)に準ずる。

(2) 測定方法

「2 性能試験」(2)①定格運転と同時に行う。

(3) 測定要領

「2 性能試験」(3)に準ずる。

(4) 試験項目と実施方法

「表2 その他測定の項目と方法」による。

(5) 計測及び分析機関

「2 性能試験」(5)に準ずる。

(6) その他測定成績書の提出

「2 性能試験」(6)に準ずる。

表1 性能試験の項目と方法

番号	試験項目	保証値	試験方法	備考
1	ごみ焼却能力	設計図書に示すごみ質の範囲において、実施設計図書に記載された焼却能力曲線以上とする。	(1)ごみ分析法 ①サンプリング場所 ホップステージ ②測定頻度 2時間ごとにサンプリングを行う。 ③分析法 「昭 52. 11. 4環整第95号厚生省環境衛生局水道環境部環境整備課長通知」によるごみ質の分析方法に準じたもので、監督員が指示する方法による。」 (2)焼却能力試験方法 組合が準備したごみを使用して、設計図書に示すごみ質の範囲において、実施設計図書に記載された焼却能力曲線に見合った焼却量について試験を行う。	
2	灰の熱しゃく減量	5 %以下 ただし、ごみの組成が標準として提示したものとなき相違する場合は協議する。	(1)サンプリング場所 灰搬出装置 (2)測定頻度 2時間ごとにサンプリングを行う。 (3)灰分析法 「昭52. 11. 4環整備第95号厚生省環境衛生局水道環境部環境整備課長通知」によるごみ焼却施設の焼却残さの熱しゃく減量の測定方法による。	

番号	試験項目		保証値	試験方法	備考
3	排ガス	ばいじん	0.01g/m ³ N(乾きガス)以下 酸素濃度12%換算値とする。	(1)測定場所 ろ過式集じん器出口及び煙突において監督員の指定する箇所。 (2)測定回数 3回/箇所以上 (3)測定方法は「〇〇〇〇条例」による。	
		・いおう酸化物 ・塩化水素 ・窒素酸化物	いおう酸化物 10ppm以下 塩化水素 10ppm以下 窒素酸化物 13.07m ³ N/時以下、かつ50ppm以下 乾きガス 酸素濃度12%換算値とする。	(1)測定場所 ①いおう酸化物及び塩化水素については、ろ過式集じん器の入口及び煙突において監督員の指定する箇所。 ②窒素酸化物については触媒反応塔の入口及び煙突において監督員の指定する箇所。 (2)測定回数 3回/箇所以上 (3)測定方法は「〇〇〇〇条例」による。	吸引時間は、60分/回以上とする。
		一酸化炭素	30ppm以下(乾きガス)以下 酸素濃度12%換算値の4時間平均値とする。	(1)測定場所 ろ過式集じん器出口以降において監督員の指定する箇所。 (2)測定回数 連続測定 (3)測定方法 JISK0098による。	
		水銀	0.05g/m ³ N(乾きガス)以下 酸素濃度12%換算値とする。	(1)測定場所 ろ過式集じん器の入口及び煙突において監督員の指定する箇所。 (2)測定回数 6回/箇所以上 (3)測定方法 JISK0222による。	吸引時間は、60分/回以上とする。
		ダイオキシン類	0.1ng-TEQ/m ³ N以下 乾きガス 酸素濃度12%換算値とする。	(1)測定場所 煙突において監督員の指定する箇所。 (2)測定回数 2回/箇所以上 (3)測定方法 JISK0311による。	
		白煙温度条件	「排ガス洗浄処理装置」で規定する条件で煙突出口で白煙を生じないこと。	ビデオカメラ、外気温度・湿度記録計による。	
4	放流水	下水道法、〇〇〇下水道条例及びダイオキシン類対策特別措置法による規定物質	下水道法及び〇〇〇下水道条例による下水排除基準、ダイオキシン類対策特別措置法による水質排出基準による。	(1)測定場所 放流桝出口付近 (2)測定回数 2時間ごとにサンプリングを行う。 (3)測定方法 「下水の水質の検定方法に関する省令」による。	
5	溶解飛灰・飛灰固化物	・アルキル水銀 ・水銀 ・カドミウム ・鉛 ・六価クロム ・ヒ素 ・セレン	昭48.2.17総理府令第5号「金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める総理府令」のうち、埋立処分に係る判定基準別表第6による。	(1)測定場所 飛灰処理コンベア、汚泥脱水機等の出口付近。 (2)測定回数 2時間ごとにサンプリングを行う。 (3)分析法 昭48.2.17環境庁告示第13号「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法」のうち、埋立処分の方法による。	
	脱水汚泥	総理府令第5号「埋立処分基準」による規制物質			

番号	試験項目		保証値	試験方法	備考
6	騒音		「〇〇〇〇条例」による。	(1)測定場所 監督員の指定する場所 (2)測定回数 「〇〇〇〇条例」による時間区分の中で、各1回以上測定する。 (3)測定方法は「〇〇〇条例」による。	
7	振動		「〇〇〇〇条例」による。	(1)測定場所 監督員の指定する場所 (2)測定回数 「〇〇〇〇条例」による時間区分の中で、各1回以上測定する。 (3)測定方法は「〇〇〇条例」による。	
8	悪臭		「悪臭防止法」及び「〇〇〇〇条例」による。	(1)測定場所（10箇所程度） 監督員の指定する場所とする。 (2)測定回数 同一測定点につき2時間ごとに4回以上とする。 (3)測定方法は「悪臭防止法」及び「〇〇〇〇条例」による。	
9	燃焼ガス温度	主燃焼室出口温度	指定ごみ質の範囲内において850℃以上(2秒以上)	測定方法 「6.18.12計装機器」により、主燃焼室出口、ろ過式集じん器入口及び脱硝反応塔入口に設置する温度計による。	
		集じん器入口温度	150℃程度		
		触媒反応塔入口温度	200℃以上		
10	炉体、ボイラーケーシング外表面温度		原則として80℃未満	測定場所、測定回数は、監督員が指示する。	
11	蒸気タービン及び発電機			使用前自主検査の終了をもって性能試験に代えるものとする。	
	プラント保安動力発電装置				
12	緊急動作試験		〇〇電力系統からの受電、蒸気タービン発電機、プラント保安動力発電装置が同時に10分間停止してもプラント設備が安全であること。	定格運転時において、全停電緊急作動試験を行う。ただし、蒸気タービンの緊急作動試験は除く。	
13	脱機器酸素含有量		0.03mgO ₂ /l以下	測定方法は、JISB8224による。	
14	主灰鉄選別能力		回収率は95%以上	測定回数は、3回とする。	
15	灰乾燥機能力		実施設計図書に記載された乾燥能力以上とする。	測定回数は、3回とする。	
16	灰熔融能力		灰溶融炉入口において焼却灰（主灰（熱しゃく減量5%以下）について、実施設計図書に記載された灰溶融能力以上とする。	(1)灰分析法 ①灰溶融炉入口において、2時間ごとにサンプリングを行う。 ②分析法は「環境第95号厚生省環境衛生局水道環境部環境整備課長通知」及び日本工業規格等による。 (2)試験方法 「土壌の汚染に係る環境基準について」（平成3年環境庁告示第46号）に定める方法による。	
17	灰溶融炉ケーシング外表面温度		原則として80℃未満	測定場所、測定回数は、監督員が指示する。	
18	スラグ	重金属等の溶出量	「〇〇市町村焼却灰溶融スラグの利用促進等に関する方針」（平成〇年〇月〇日付）による。	(1)スラグ分析法 スラグバンカにおいて、2時間ごとにサンプリングを行う。 (2)試験方法 「土壌の汚染に係る環境基準について」（平成3年環境庁告示第46号）に定める方法による。	
		重金属等の含有量	ただし、鉛含有量は150mg/kgとする。		

番号	試験項目		保証値		試験方法	備考
19	炉室内温度		4 3℃以下	外気温度 3 3℃ において	(1)測定場所 排気口 (2)測定回数 監督員が指示する。	
	炉室局部温度		4 8℃以下		(1)輻射熱を排除して測定する。 (2)測定場所、測定回数は監督員が指示する。	
20	電気関係 諸室内温度		4 0℃以下		(1)測定場所 排気口 (2)測定回数 監督員が指示する。	
	電気関係諸 室内局部温度		4 4℃以下		測定場所、測定回数は監督員が指示する。	
21	機械関係 諸室内温度		4 2℃以下		(1)測定場所 排気口 (2)測定回数 監督員が指示する。	
	機械関係諸 室内局部温度		4 8℃以下		測定場所、測定回数は監督員が指示する。	
22	発電機室		4 3℃以下		(1)測定場所 排気口 (2)測定回数 監督員が指示する。	
23	空 調 設 備	夏 季	室内温度 2 6℃ (外気温 33℃ D.B湿度 26%)		測定場所、測定回数は監督員が指示する。	
		冬 季	室内温度 2 2℃ 湿度 4 0 % (外気温 0℃ D.B湿度 34%)		測定場所、測定回数は監督員が指示する。	
24	そ の 他					〇〇〇市町村 が必要と認め るもの。

表2 その他測定的项目と方法

番号	測定項目	評価基準値	測定方法	備考
1	炉室（熔融炉室、前処理室を含む）内及び飛灰処理室内のダイオキシン類	2.5pg-TEQ/未満	(1)測定場所 各室において監督員が指定する個所。 (2)測定回数 監督員が指示する。 (3)測定方法 平成13年4月厚生労働省通達「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」別紙「空気中のダイオキシン類濃度の測定方法」による。	
2	炉室（熔融炉室、前処理室を含む）内、汚水処理室内及び飛灰処理室内の水銀	5 μg/m3以下	(1)測定場所 各室において監督員が指定する個所。 (2)測定回数 各個所1回以上。 (3)測定方法 昭和51年4月22日労働省告示第46号「作業環境測定基準」による。	
3	そ の 他			〇〇〇市町村 が必要と認め るもの。

発注仕様書（大都市の例）

－契約不適合責任に関する部分の例－

1. 契約不適合責任

1.1 設計の契約不適合責任

- (1) 設計図書に記載した施設の性能及び機能は、すべて請負者の責任において保証する。
- (2) 引渡し後、施設の性能及び機能について疑義が生じた場合は、試験要領書を作成し、性能確認のため〇〇市町村の指定する時期に、請負者の負担において確認試験を行う。
- (3) 確認試験の結果、所定の性能及び機能を満足できなかった場合は、請負者の責任において速やかに改善する。
- (4) 請負者は、外構及び植栽等の別途工事の実施設計について、検査合格後であっても設計内容に契約不適合が発見されたときは、速やかに設計図書の補正を行う。
- (5) 請負者が前項の補正に応じないときは、〇〇市町村がこれを行い、その費用を請負者から徴収する。
- (6) 外構及び植栽等の別途工事の実施設計の契約不適合により〇〇〇市が損害を受けたときは、請負者はその損害を賠償しなければならない。

1.2 施工の契約不適合責任期間

- (1) 建築工事関係（建築機械設備、建築電気設備を含む。）
引渡し後2年間とする。
ただし、防水、防食工事等については下記のとおりとし、保証書を提出する。

① アスファルト防水

- | | |
|---------------------------|-------|
| ア. コンクリート（モルタル）保護アスファルト防水 | 10年保証 |
| イ. 断熱アスファルト防水 | 10年保証 |
| ウ. 露出アスファルト防水 | 10年保証 |
| エ. 浴室アスファルト防水 | 10年保証 |

② 合成高分子ルーフィング防水

10年保証

③ 塗膜防水

5年保証

④ モルタル防水

5年保証

⑤ く体防水

5年保証

⑥ 仕上塗材吹き付け

5年保証

⑦ シーリング材

5年保証

⑧ 水槽類の防食層

5年保証

(2) プラント工事

引渡し後3年間とする。

ただし、次の対象物については、それぞれ示した期間とする。

① 灰溶融炉耐火物

1年

ただし、以下の部分を除く。

（電気加熱式の場合）

	スラグライン耐火物、天井、バーナ火炎接触部付近の耐火物、灰側壁部耐火物 ② 焼却炉及びボイラの耐火物、各種火格子及び炉内点検設備、灰溶融炉二次燃焼室の耐火物 2年 ③ 可動部分 2年 プラントを構成する各要素のうち、そのもの本来の機能を発揮させるために機械的に連続して駆動する機構を有するものをいう。 ④ ボイラ設備（ボイラ本体） 5年 ⑤ 集じん設備ろ布 2年 （焼却炉用、溶融用、環境用等全て含む） ⑥ 振動部（コンベア類）のエキスパンション材 1年
1.3契約不適合責任確認要領書	請負者は「契約不適合責任確認要領書」を〇〇市町村に提出し、承諾を受ける。 （プラント・建築・建築設備・防水防食の要領書）
2. 契約不適合の判定・修補	
2.1契約不適合責任期間中の補修	(1) 契約不適合責任期間中に生じた契約不適合は、請負者が無償で修補する。 (2) 契約不適合責任期間中に発注者である〇〇市町村が施工不良について疑義ある場合、〇〇市町村は当該部分の破壊若しくは非破壊検査の実施を請負者の負担で行わせることができる。
2.2契約不適合判定に要する経費	請負者の負担とする。
2.3初回定期補修工事の経費負担	引渡し後、初回に実施する定期補修工事経費の分担は、下記のとおりとする。 (1) 〇〇市町村の負担とするもの ① 分解、点検、清掃、調整に要する労務費 ② 消耗品の交換（材工共） ③ 潤滑油、薬品、キレート樹脂塔の樹脂類、灰溶融設備用電極棒（電気加熱式の場合）等交換（材工共） (2) (1)以外のものは請負者負担とする。
2.4契約不適合判定及び修補	〔 機器可動部分及び非可動部分（築炉、火格子部品等）の契約不適合責任の判定基準及び修補の方法を、以下に規定し、例示する。 〕 (1) 可動部分、非可動部分共通 ① 契約不適合判定基準 ア. 性能に著しい低下が認められた場合 イ. 外観上、異常摩耗、変形、漏れ、亀裂が認められた場合 ウ. その他運転上支障がある事態が発生した場合 エ. 確認方法は目視点検等（異常のあるものは寸法等の測定）及び運転状況等とする。 ② 修補 ア. 上記の基準により、契約不適合と判定された場合には、修補または新品と交換する。

イ. 契約不適合判定で「契約不適合」と判定された可動部分であっても、次回定期補修まで十分使用できることを保証し、その間に補修の必要が生じた場合は請負者が無償で修補する。（材工共）

(2) 焼却炉、ボイラ及び灰溶融炉二次燃焼室の耐火物

① 契約不適合判定基準

引渡し後2年以内において次の基準により判定する。

ア. 耐火物壁内面の摩耗、剥離、化学的浸食等による損耗量が当初基準面（完成時）より50mmを超えた場合

イ. 耐火物壁の一部のずれ（せり出し、陥没が当初基準面と50mm以上の差が出た場合

ウ. 運転上支障がある事態が発生した場合

エ. 施工上の欠陥が発見された場合

② 修補

上記の基準により契約不適合と判定された場合、①の各項に対し、〇〇市町村の指定する時期に修補する。

ア. ①ーア. イ. の場合、当初基準面と平滑な面になるよう積み直す。

イ. ①ーウ. エ. の場合、状況により、その後の安定した運転が確保できるよう修補する。

なお、築炉完工時及び乾燥だき終了時に築炉部主要計測データ（スケッチ、写真等を含む。）を提出する。

(3) 火格子部分（火格子枠、火格子片）

① 契約不適合判定基準

引渡し後2年以内において、次の基準により判定する。

ア. 火格子及び関連部品の腐食、摩耗、焼損、破損等による重量の減少量が当初測定重量に対し12%を超えた場合。

なお、火格子部品は、1年以内に設置場所を移動させてはならない。

イ. 運転上支障がある事態が発生した場合。

ウ. 火格子がボイラの一部となっている場合はボイラの契約不適合判定に準ずる。

② 修補

上記の基準により契約不適合と判定された場合には、〇〇市町村の指定する時期に全て新品と交換する。

なお、火格子完工時、監督員が指定する範囲における火格子部品の重量計測データを提出する。

(4) ごみクレーンバケット（灰、スラグ等も含む）

① 契約不適合判定基準

引渡し後2年以内において次の基準により判定する。

ア. 下記に例示する主要部品に亀裂、破損、脱落、曲り、摩耗等が発生し、著しく機能が損なわれた場合。

主要部品（支持金具関連の軸、ブッシュは全て分解する。）

油圧ポンプ、モータも外観点検可能としておくこと。

爪、シェル、軸、ブッシュ、支持金具、オイルタンク、油圧シリンダ、油圧ポンプ、油圧張るブロック、ケーブルコンセント、ケーブルリール

イ. その他運転支障のある事態が発生した場合

② 修補

上記の基準により、契約不適合と判定された場合には、修補又は新品と交換する。

(5) ボイラ設備（ボイラ本体）

① 契約不適合判定基準

引渡し後5年以内において次の基準により判定する。

- ア．性能に著しい低下が認められた場合
- イ．外観上異常摩耗、変形、漏れ、亀裂が認められた場合
- ウ．その他運転上支障ある事態が発生した場合

② 修補

上記の基準により、契約不適合と判定された場合には、状況により部分修補、全体修補、交換等の措置をとる。

(6) 洗煙設備

① 契約不適合判定基準

引渡し後3年以内において次の基準により判定する。

- ア．性能に著しい低下が認められた場合
- イ．冷却、吸収塔内の保護材に剥離又は30%以上の損傷が発生した場合
- ウ．蒸気式ガス再加熱器の伝熱面に孔食又は30%以上の腐食が認められた場合
- エ．外観上に変形、われ、亀裂等が認められた場合
- オ．その他運転上支障ある事態が発生した場合

② 修補

上記の基準により、契約不適合と判定された場合には、状況により部分修補、全体修補、交換等の措置をとる。

(7) 触媒反応設備

① 契約不適合判定基準

引渡し後3年以内において次の基準により判定する。

- ア．性能に著しい低下が認められた場合
- イ．外観上に変形、われ、亀裂等が認められた場合
- ウ．その他運転上支障ある事態が発生した場合

② 修補

上記の基準により、契約不適合と判定された場合には、状況により部分修補、全体修補、交換等の措置をとる。

(8) 灰溶融耐火物

① 契約不適合判定基準

灰溶融耐火物は、引渡し後1年以内において、次の基準により判定する。

- ア．溶融耐火物の摩耗、剥離、化学的浸食等による損耗量が、使用有効厚みの50%を超えた場合、ただし、燃料化熱式の場合は60%を超えた場合。
- イ．施工上の欠陥による耐火物の一部のずれ（せり出し、陥没）が、当初基準面と50mm以上の差が出た場合
- ウ．運転上支障がある事態が発生した場合
- エ．施工上の欠陥が発見された場合

② 修補

- ア．①ーア．イ．の場合、当初基準面と平滑になるよう修補する。
- イ．①ーウ．エ．の場合、状況により、その後の安定した運転ができるよう修補する。
- ウ．契約不適合判定対象以外の灰溶融炉耐火物は、90日間の連続運転（溶融炉の停止を伴わない短時間の補修等のホールドは除外）に十分使用できることを保証するとともに、引き渡し後の初回の定期補修工事まで請負者が無償で修補する（材工共）

- ③ 築炉完工時及び乾燥だき終了時に、築炉部主要計測データ（スケッチ、写真等含む）を提出する。

(9) 集じん設備のろ布

① 契約不適合判定基準

引渡し後2年以内において、次の基準により判定する。

- ア．性能に著しい低下が認められた場合
引張り強度が新品時より著しく低下した場合
通気度がガラス繊維系 $0.5\text{cm}^3/\text{cm}^2 \cdot \text{sec}$ 以下、フェルト系 $1.0\text{cm}^3/\text{cm}^2 \cdot \text{sec}$ 以下となった場合
- イ．外観上に変形、穴あき、亀裂等が認められた場合
顕微鏡観察による著しい穴あき、劣化が認められた場合を含む
- ウ．その他運転上支障がある事態が発生した場合
逆洗回数、圧力を増やしても差圧が基準以下に下がらない等
なお、サンプリング箇所は、ろ布1本あたり上、中、下の3箇所とし、本数は、室数、排ガスの流れ等を考慮して決定する。

② 修補

上記の基準により、契約不適合と判定された場合には、状況により部分修補、全体修補、交換等の措置をとる。

なお、ろ布設置時に新品の計測データ（引張り強度、伸び率）等を提出する。

また、ろ布サンプルの引張り強度、通気度、顕微鏡観察試験及び集じん器内部観察、点検については、引渡し後3年間は、請負者の負担により実施する。

他の地方公共団体に対する既契約情報の提供要請の内容
(エネルギー回収型廃棄物処理施設の例)

地方公共団体名							
連絡先・所属・電話番号・記入者名							
工事計画概要							
工事名							
工事場所							
工期	契 約 日	年 月 日					
	竣 工 日	年 月 日					
処理方式	①ストーカ炉 ②流動床炉 ③ガス化炉(i シャフト炉 ii キルン炉 iii 流動床炉 iv 改質炉) ⑤炭化炉						
施設規模	処理能力 トン/時間・炉× 炉=全処理能力 トン/日						
敷地面積	m ²						
都市計画事項							
	用途地域						
	防火地域						
	建ぺい率						
	容積率						
	その他(住民協定等の特殊要件)						
緑化率							
敷地周辺設備							
	電 気 条 件						
	上 水 条 件						
	排水放流条件						
	電 話 条 件						
気象条件							
	気 温						
	最大降雨量						
計画ごみ質	水分%	可燃分%	灰分%	低位発熱量	単位容積重量		
	高質ごみ						
	基準ごみ						
	低質ごみ						
処理性能							
	熱しゃく減量						
	処理残さの溶出基準	焼却灰の重金属溶出基準					
		飛灰の重金属溶質基準					
	燃焼室温度						
	煙突出口排ガスのCO濃度						
公害防止基準							
	ばいじん濃度						
	硫黄酸化物濃度						
	塩化水素濃度						
	窒素酸化物濃度						
	ダイオキシン類排出濃度	排ガス					
		排水					
		飛灰処理物					
	排水基準						
	騒音基準						
	振動基準						
	悪臭基準						
処理設備							
	受入・供給設備	計量器	秤量 トン、 基				
		プラットフォーム	m ²				
		投入扉	基				
		ごみクレーン	型式 、 基、つり上げ荷重 トン				
	燃焼設備	ごみホッパ	m ³				
		給じん装置					
		燃焼装置	m ²				
		助燃装置	型式 、 基、容量 リットル/時				
	燃焼ガス冷却設備	ボイラ	型式 蒸気圧力 Mpa、蒸気温度 °C、飽和・過熱				
		蒸気復水器	型式 、処理能力				
		薬品注入装置	型式				
	排ガス処理設備	減温装置	能力				
		集じん装置	方式 、処理ガス量 m ³ /H、出口粉じん量 g/H				
		HCL・NOX除去装置	方式 、処理ガス量 m ³ /H				
		ダイオキシン類除去装置	方式 、処理ガス量 m ³ /H、出口濃度 ng-TEQ/g				

	余熱利用設備		給湯等設備					
			発電設備		型式、発電出力 Kw			
	通風設備		押込送風機		型式、風量 m³/H、風圧 Mpa、			
			誘引送風機		型式、風量 m³/H、風圧 Mpa、			
			空気予熱器		型式、風量 m³/H、出口温度 °C			
			煙突		型式、高さ m、			
	灰出設備		灰搬出装置		型式、搬出量 トン/H			
			飛灰搬出装置		型式、搬出量 トン/H			
			飛灰処理設備		型式 処理能力 トン/H			
			灰クレーン		型式、基、つり上げ荷重 トン			
	給水設備				給水能力 トン/日			
	排水処理設備				方式、処理能力 m³/日			
	雑設備							
	電気設備		受変電設備		受電量 Kw、受電電圧 Kv、周波数 Hz			
			配電設備					
動力設備								
非常用電源設備			型式、能力					
照明設備								
計装設備				方式				
建築			建築面積	延べ床面積	建築容積	建築構造	内装仕上げ	外装仕上げ
	工場棟							
		ごみ・灰ピット						
		焼却炉室						
		排ガス処理室						
		排水処理室						
		中央制御室						
		電気・電算機室						
		通風設備室						
	管理棟							
特記事項								
図面類	全体配置図							
	各階平面図							
	断面図							

- 処理概略フローシート
- ごみ処理フローシート

空気・排ガスフローシート

灰・集じん灰フローシート

蒸気・復水フローシート

余熱利用フローシート

給水・排水フローシート

排水処理フローシート

1. 入札状況

入札参加業者名	第1回入札金額	第2回入札金額	第3回入札金額
予定価格			
契約者			
契約金額			
契約日			
着手日			
現地工事着手日			
竣工日			

2. 熱回収施設工事費内訳書

① プラント工事		
	受入・供給設備	
	燃焼設備	
	燃焼ガス冷却設備	
	排ガス処理設備	
	余熱利用設備	
	通風設備	
	灰出し設備	
	給水設備	
	排水処理設備	
	電気設備	
	計装設備	
	雑設備	
② 試運転調整費		
③ 技術経費		
④ 共通仮設費		
⑤ 現場管理費		
⑥ 一般管理費		
⑦ 合計		

3. 土木・建築工事

① 土地造成工事	
② 仮設道路工事	
③ 工場棟建家工事	
④ 管理棟建家工事(建築設備工事を含む)	
⑤ 計量棟建家工事(建築設備工事を含む)	
⑥ 外構工事	
⑦ 煙突外筒工事	
⑧ 実施設計料	
⑨ 共通仮設費	
⑩ 現場管理費	
⑪ 一般管理費	
⑫ 合計	

ごみ焼却施設建設工事の予定価格積算例

一括性能発注（設計付施工契約）によるごみ処理施設建設工事の予定価格を、「廃棄物処理施設建設工事等の入札・契約の手引き」（以下「手引き」という。）に示す積算法その1及びその2を適用して積算した例を以下に示す。

1. 予定価格積算法その1を用いた積算例

1) 予定価格の積算対象と積算の時期

予定価格は、建築工事費とプラント工事費の合計となるが、公募型の入札の場合に参加意向を表明した入札参加業者（焼却プラントメーカーと建築会社とで共同企業体を結成させる場合もある。）が提出した技術提案（見積設計図書）に基づき積算するか、又は入札公告の前年度に行う参考見積徴収時の仕様書に基づき積算を行う。

2) 積算作業の流れ

積算作業の流れは、図－1及び表－2～表－3に示すとおりである。共通仮設費率、現場管理費率、一般管理費率は、各市町村又は都道府県及び国の「機械設備積算標準」「電気設備工事積算標準」、「建築工事積算標準」などによる。また、実施設計料は各市町村又は都道府県及び国の「設計等委託積算基準」により算定する。さらに、プラント工事のエンジニアリング経費率については、純工事費の4～6%（純工事費金額に逆比例させる。）とする。

3) 予定価格の設定

工事費の積算は、入札参加業者ごとにそれぞれ提出した技術提案書（見積設計図書）に基づいて発注者側で積算作業を行い、建築工事とプラント工事の合計が一番低額となった積算金額を予定価格とする。（建築工事の最低額とプラント工事の最低額を採用するといった方法をとらない。）なお、入札参加業者から徴した見積もり価格は参考にとどめるものとする。

表－1に工事費の積算と予定価格の算定のイメージを示す。表の例では予定価格は最も低額となる「240」とすることになる。

表－1 予定価格設定のイメージ（後述の積算例の金額とは関係なし）

入札参加業者	建築工事費	プラント工事費	合計工事費	順位
A	100	150	250	2
B	125	115	240	1
C	115	135	250	2
D	130	130	260	4
E	110	150	260	4
F	125	140	265	6

この「予定価格」は発注者の仕様を満足できる施設を建設することのできる最低の金額を示すものであり、契約の相手方の選定はこの「240」を「予定価格」として行われる入札の結果によることになるが、このことはB業者と契約を締結することを意味するものではない。

4) 予定価格積算法その1

(1) プラント設備工事費積算例

1 積算の基本条件

- ① 建設する施設の規模：150トン×2炉(積算時点:〇〇年〇月)
- ② 積算基礎とする施設の規模：200トン×1炉(契約月:△△年△月)

2 積算の手順

- ① 既契約の同種工事から設備ごとの基本価格を設定する。設定に当たっては、極力、性能及び構造仕様が近い施設を対象とする。
 - ② 基本単価を共通関連設備価格と炉別関連設備価格（系列関連設備価格）に分ける。
 - ③ 積算基礎とする施設の契約年次と現在の日銀の物騰率を調査する。
 - ④ 共通関連設備、炉別関連設備ごとに基本価格に物騰率を乗じて現在価格を算定する。
 - ⑤ 規模補正をするために規模1（建設する施設の規模）と規模2（積算基礎とする施設の規模）の比の0.6乗値（規模補正率）を算出する。
 - ⑥ 共通関連設備、炉別関連設備ごとに現在価格に規模補正率を乗じて積算価格を算定する。
 - ⑦ 積算価格に共通関連設備にあつては1、炉別関連設備にあつては炉数(2)を乗じて合計価格を算出する。
 - ⑧ 設備ごとの合計価格を合算した合計価格が、直接工事費である。
- ①～⑧までの計算を、表-2 プラント設備直接工事費算定表に示す。

表ー2 プラント設備直接工事費算定表

単位：万円

番号	設 備 名	基本価格			物騰率	現在価格		規模補正率	積算価格	基数	合計価格	規模 1	規模 2
		合計	共通a1	炉別a2		c=a1×b	c=a2×b						
1	給 じ ん 設 備	18,600	18,600		0.941	17503	0	1.2754245	22,323	1	22,323	300	200
2	焼 却 炉 本 体 設 備	44,800		44,800	0.941	0	42157	0.84146636	35,474	2	70,947	150	200
3	灰 処 理 設 備	13,400		13,400	0.941	0	12609	0.84146636	10,610	2	21,221	150	200
4	汚 水 処 理 設 備	11,000	11,000		0.941	10351	0	1.2754245	13,202	1	13,202	300	200
5	通 風 設 備	3,150		3,150	0.941	0	2964	0.84146636	2,494	2	4,988	150	200
6	煙 道 設 備	9,400		9,400	0.941	0	8845	0.84146636	7,443	2	14,886	150	200
7	集 じ ん 設 備	11,000		11,000	0.941	0	10351	0.84146636	8,710	2	17,420	150	200
8	洗 煙 設 備	15,600		15,600	0.941	0	14680	0.84146636	12,352	2	24,705	150	200
9	触 媒 反 応 設 備	5,800		5,800	0.941	0	5458	0.84146636	4,593	2	9,185	150	200
10	煙 突 設 備	7,800		7,800	0.941	0	7340	0.84146636	6,176	2	12,352	150	200
11	ボ イ ラ ー 設 備	35,200		35,200	0.941	0	33123	0.84146636	27,872	2	55,744	150	200
12	発 電 設 備	48,300	48,300		0.941	45450	0	1.2754245	57,968	1	57,968	300	200
13	余 熱 利 用 設 備	2,400	2,400		0.941	2258	0	1.2754245	2,880	1	2,880	300	200
14	蒸 気 復 水 設 備	12,500	12,500		0.941	11763	0	1.2754245	15,002	1	15,002	300	200
15	純 水 設 備	2,460	2,460		0.941	2315	0	1.2754245	2,952	1	2,952	300	200
16	電気設備（共通部）	17,880	14,700		0.941	13833	0	1.2754245	17,643	1	17,643	300	200
	（炉別部）			3,180	0.941	0	2992	0.84146636	2,518	2	5,036	150	200
17	計装・自動制御設備（共通部）	43,260	35,600		0.941	33500	0	1.2754245	42,726	1	42,726	300	200
	（炉別部）			7,660	0.941	0	7208	0.84146636	6,065	2	12,131	150	200
18	給 水 設 備	6,900	6,900		0.941	6493	0	1.2754245	8,281	1	8,281	300	200
19	そ の 他 設 備	15,500	15,500		0.941	14586	0	1.2754245	18,603	1	18,603	300	200
	プラント工事費合計										450,197		
20	予備品・消耗品費（機械）										3,727		
21	予備品・消耗品費（電気）										775		
	プラント設備費合計										454,699		

- 備考①本例の基本価格は本算定例のために仮定したものである。
- ②各設備の基本価格には、関連する配管・配線工事費及び据付工事費等を含む。
- ③予備品・消耗品費はプラント工事費の合計に予備品・消耗品費率を乗じて算出する。（本例では約1％と設定した。）
- ④物騰率は日本銀行の「物価指数月報」の「国内企業物価指数」によった。
(物騰率=既契約例の契約時点での指数/建設する施設の積算時点での指数)
- ⑤規模補正は単に焼却量のみならず設備ごとのパラメータ（例えばボイラー設備では蒸発量、洗煙設備では処理ガス量、・・・等）を用いることも可能である。

(2) 建築工事費積算例

1 積算の基本条件

- ① 建築する建築物は工場棟ほか表－3に示すとおりである。
- ② 工場棟は延べ床面積17,000㎡程度、煙突は外筒の直径10m、高さ100mを想定している。
- ③ 外構工事は構内道路と植栽等を含んでいる。

2 積算の手順

- ① 既契約の同種工事から建築本体工事の直接工事基本単価を設定する。設定は、極力、性能及び構造仕様が近い施設を対象とする。基本単は、工場棟と煙突外筒は単位容積当たり、その他は単位床面積当たりとする。又、基本単価は積上げ仮設費等を含むものとする。
- ② 見積設計図書からそれぞれの建築物の容積と床面積を算出する。
- ③ 基本単価に容積又は床面積を乗じて本体工事費を算出する
- ④ 既契約例から機械設備工事費、電気設備工事費の本体工事費に対する割合（ α 、 β ）を工場棟、管理棟のそれぞれについて設定し、機械設備工事費（ $f=e \times \alpha$ ）、電気設備工事費（ $g=e \times \beta$ ）を算出する。
- ⑤ 建築物ごとに本体工事費と機械設備工事費、電気設備工事費を合算し、建築物ごとの小計を算出する。
- ⑥ ⑤の小計を物騰補正し、建築物ごとの合計を総計する。この総計額が建築工事の直接工事費となる。なお、煙突外筒、計量棟などは設備工事費も含んで基本単価を設定する。

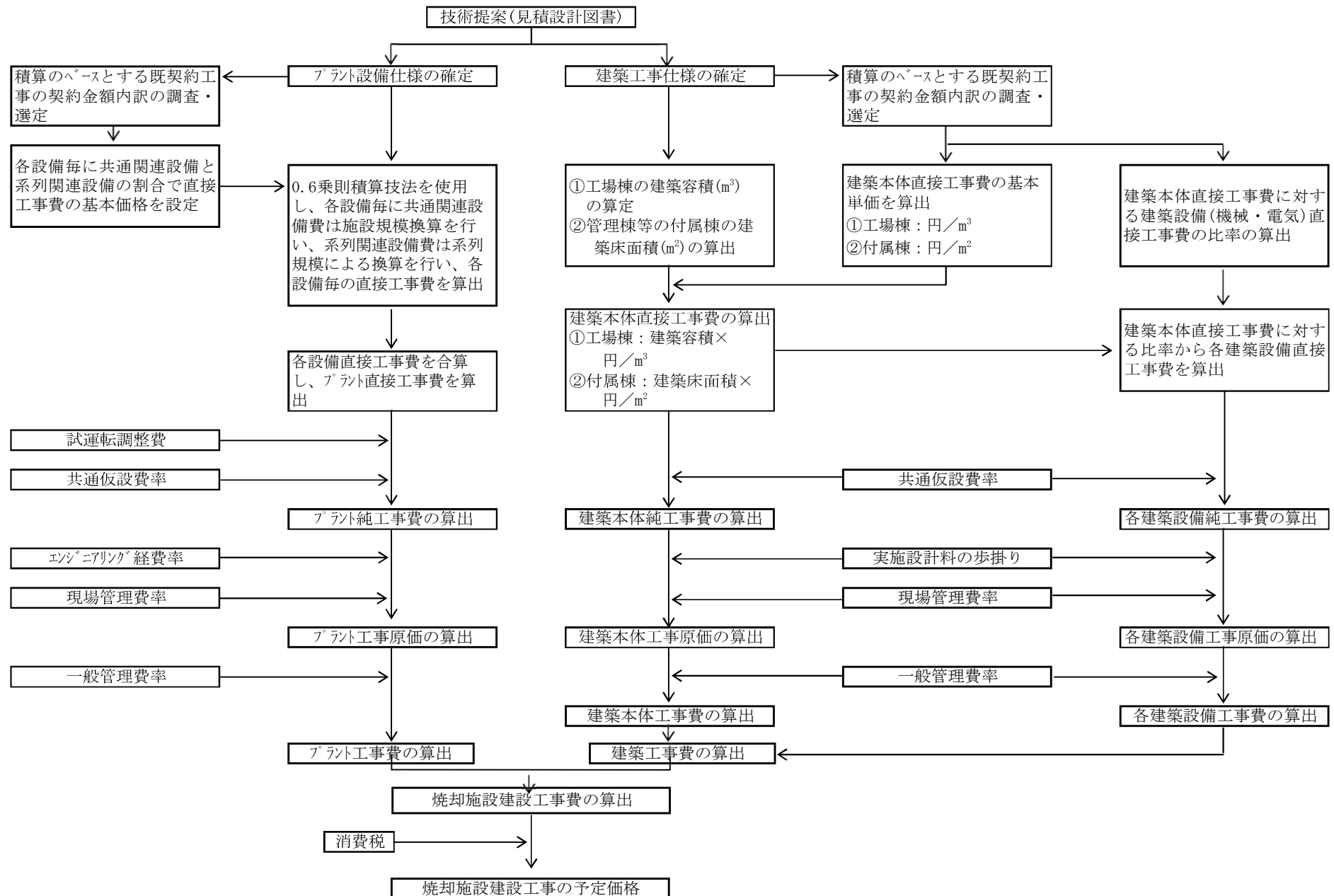
表－3 建築工事費（直接工事費）算定表

建築物	基本単価(容)	基本単価(面)	容積	面積	e本体工事費	f機械設備	g電気設備	小計	物騰率	合計
	円/㎡	円/㎡	㎡	㎡	万円	万円	万円	万円		万円
工場棟	20,000		82,000		164,000	16,400	9,020	189,420	0.941	178,244
管理棟		152,000		1,000	15,200	3496	1824	20,520	0.941	19,309
煙突外筒	19,000		7,850		14,915			14,915	0.941	14,035
計量棟		42,000		150	630			630	0.941	593
危険物庫		60,000		38	228			228	0.941	215
洗車棟		85,000		62	527			527	0.941	496
待機所		155,000		30	465			50	0.941	47
廃材置き場		25,000		20	50			50	0.941	47
外構工事		9,500		17,000	16150			16,150	0.941	15,197
総計										242,490

備考 ①本例の基本単価、設備工事費割合等は本参考例のため仮定したものである。

②煙突はできる限り同じ径、同じ高さの既契約例を参考とする。

図－1 予定価格積算法その1



2. 予定価格積算法その2を用いた積算例

1) 予定価格の積算対象と積算の時期

予定価格積算法その1と同内容であり、参照願いたい。

2) 積算作業の流れ

積算作業の流れは、図-2及び表-4、表-5に示すとおりである。

3) 予定価格積算法その2

(1) プラント設備工事費積算例

1 積算の基本条件

- ① 建設する施設の規模：150トン×2炉(積算時点：〇〇年〇月)
- ② 積算基礎とする施設の規模：200トン×1炉(契約時点：△△年△月)

2 積算の手順

- ① 既契約の同種工事から設備ごとの基本価格を調査する。
- ② 基本価格を共通関連設備価格と炉別関連設備価格に分ける。
- ③ 積算基礎とする施設の契約年次と現在の日銀の物騰率を調査する。
- ④ 共通関連設備、炉別関連設備ごとにそれぞれの合計を算出する。
- ⑤ 共通関連設備、炉別関連設備ごとに基本価格に物騰率を乗じて現在価格を算定する。
- ⑥ 規模補正をするために規模1(建設する施設の規模)と規模2(積算基礎とする施設の規模)の比の0.6乗値を算出する。
- ⑦ 共通関連設備、炉別関連設備ごとに現在価格に規模補正率を乗じて積算価格を算定する。
- ⑧ 積算価格に共通関連設備にあつては1、炉別関連設備にあつて炉数(2)を乗じて合計価格を算出する。
- ⑨ 共通関連設備と炉別関連設備を合算した合計価格が直接工事費である。
 - ①～⑧までの計算を、表-4 プラント設備工事費算定表に示す。
- ⑩ ①～⑧までの計算が不可能な場合は、積算基礎とする施設のプラント設備工事費に表-5に示す割合を用い、共通関連設備費合計と炉別関連設備費合計を算出し、各々に0.6乗則法による規模換算した後、合算することにより建設する施設のプラント設備工事費を算出する。

表-4 プラント設備工事費算定表

1 基本価格の調査 (①、②の手順)

単位：万円

番号	設 備 名	基本 価 格		
		合計	共通関連	炉別関連
1	給じん設備	18,600	18,600	
2	焼却炉本体設備	44,800		44,800
3	灰処理設備	13,400		13,400
4	汚水処理設備	11,000	11,000	
5	通風設備	3,150		3,150
6	煙道設備	9,400		9,400
7	集じん設備	11,000		11,000
8	洗煙設備	15,600		15,600
9	触媒反応設備	5,800		5,800
10	煙突設備	7,800		7,800
11	ボイラー設備	35,200		35,200
12	発電設備	48,300	48,300	
13	余熱利用設備	2,400	2,400	
14	蒸気復水設備	12,500	12,500	
15	純水設備	2,460	2,460	
16	電気設備 (共通部)	17,880	14,700	
	(炉別部)			3,180
17	計装・自動制御設備 (共通部)	43,260	35,600	
	(炉別部)			7,660
18	給水設備	6,900	6,900	
19	その他設備	15,500		
20	予備品・消耗品費	3,250	3,250	
	プラント工事費合計	328,200	171,210	156,990

2 ③以降の手順

単位：万円

項目		価格	物騰率	現在価格	規模の比較	規模補正	数	積算価格
共通関連		171,210	0.941	161,109	300t/200t	205,482	1	205,482
炉別関連		156,990	0.941	147,728	150t/200t	124,308	2	248,616
合計価格								454,097

したがって、求めるプラント設備工事費は、45億4097万円（直接工事費）となる。

備考①本例の基本価格は本算定例のために仮定したものである。

③物騰率は日本銀行の「物価指数月報」の「国内企業物価指数」によった。

(物騰率=既契約例の契約時点での指数/建設する施設の積算時点の指数)

(2) 建築工事費積算例

1 積算の基本条件

- ① 建築する建築物は工場棟, 管理棟、煙突、付属棟とする。
- ② 工場棟は延べ床面積17,000平方m程度、煙突は外筒の直径10m、高さ100mを想定している。
- ③ 外構工事は構内道路と植栽等を含んでいる。

2 積算の手順

- ① 建築工事基本単価を設定する。設定に当たっては、極力、性能及び構造仕様が近い施設を対象とする。

基本単価は、工場棟及び煙突外筒は単位容積当たり、その他は単位床面積当たりとする。また、基本単価は積上げ仮設費、設備工事等を含み、建築工事費全体とする。

- ② 見積設計図書からそれぞれの建築物の容積と床面積を算出する。

- ③ 基本単価に容積又は床面積を乗じて小計を算出する。
- ④ ③の小計を物騰補正し、総計額を算出する。この総計額が建築工事費となる。

表－5 プラント設備工事費における共通関連設備費合計と炉別関連設備費合計との割合

施設内炉数	1 炉	2 炉	3 炉
共通関連設備費合計	40～45%	35～40%	30～35%
炉別関連設備費合計	60～55%	65～60%	70～65%

備考①共通関連設備費合計の比率は、施設規模に逆比例させる。

②比率数値は、既契約情報の蓄積により調整を図る。

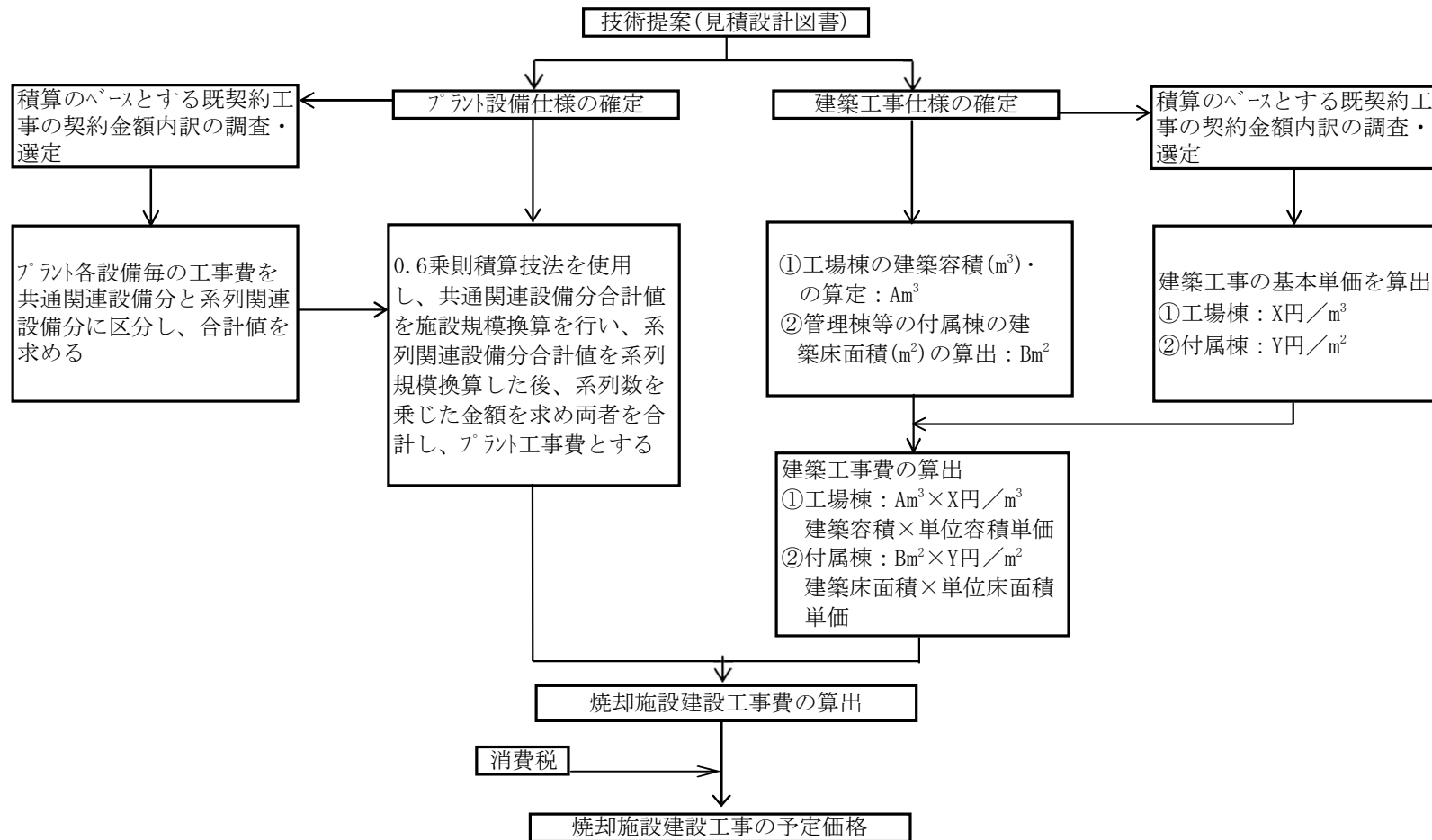
表－6 建築工事費算定表

建築物	基本単価（容積）	基本単価（面積）	容積	面積	小計	物騰率	合計
	円/ｍ ³	円/ｍ ²	ｍ ³	ｍ ²	万円		万円
工場棟	23,100		82,000		189,420	0.941	178,244
管理棟		152,000		1,000	15,200	0.941	14,303
煙突外筒	19,000		7,850		14,915	0.941	14,035
付属棟		63,100		1,515	9,560	0.941	8,996
外構工事		9,500		17,000	16150	0.941	15,197
総計						0.941	230,775

備考①本例の基本単価、設備工事費割合等は本参考例のため仮定したものである。

②煙突はできる限り同じ径、同じ高さの既契約例を参考とする。

図-2 予定価格積算法その2



【（参考）違約金特約条項の契約例】

違約金に関する特約条項

第1条 発注者(以下「甲」という。)及び請負者(以下「乙」という。)が令和 年 月 日付けで締結した〔工事名〕の請負契約(以下「本契約」という。)に関し、乙(共同企業体にあつては、その構成員)が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、乙は、甲の請求に基づき、請負代金額(本契約締結後、請負代金額の変更があつた場合には、変更後の請負代金額。次項において同じ。)の10分の1に相当する額を違約金(損害賠償額の予定)として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

一 本契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が同法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、同法第48条の2第1項又は第54条の2第1項の規定に基づく課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

二 本契約に関し、乙(法人にあつては、その役員又は使用人を含む。次項第2号において同じ)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の3又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 本契約に関し、前項第2号に規定する場合に該当し、かつ、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当したときは、乙は、甲の請求に基づき、前項に規定する請負代金額の10分の1に相当する額のほか、請負代金額の100分の5に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

一 前項第2号に規定する刑に係る確定判決において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

二 乙が甲に〇〇市〇〇〇規則第〇〇条の規定に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

第2条 乙が前条の違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者住所
氏名 印

請負者住所
氏名 印

注) 請負者が共同企業体を結成している場合においては、請負者の住所及び氏名の欄には、共同企業体の名称並びに代表者及びその他の構成員の住所及び氏名を記入する。

総合評価落札方式の導入に向けた改善ステップ

総合評価落札方式の導入に向けた改善は、着実に進めるため、段階的に行うことが適切である。このため、次のとおり、改善ステップⅠを最低限の水準とし、Ⅱを標準的に取り組むべき水準、Ⅲを目標とすべき水準、Ⅳをさらに望ましい水準としている。

① 現状

市町村が機種・処理方式を決定後、複数又は単数の業者を指名し指名競争入札又は随意契約を行う方式が現状もっとも多く行われている方式である。平成 10～17 年度の間に廃棄物処理施設の建設工事の契約を行った市町村を対象にしたアンケートによると、指名競争入札と特命随意契約をあわせて、約 8 割の市町村がこうした方式により選定を行っているが、競争性を高める観点からは、見直し、改善の余地が大きいものである。

② 改善ステップⅠ

公募型指名競争入札は、会計検査院の平成15年度決算検査報告において、発注者があらかじめ契約を行いうる者の中から入札参加者を指名する従来型の指名競争入札と区別して、従来型を改良した新入札制度とされている。

特に、公募により技術資料を提出させ、その資料を審査して入札参加者を指名する入札のうち、特に指名数を制限せず、一定の条件を満たす者はすべて入札に参加させる公募型指名競争入札（制限なし）は、会計検査院の同報告で一般競争型入札とされている。

より競争的な入札としていくための改善の第一歩としては、入札参加者をあらかじめ限定せず、プラントメーカー等の受注意欲を反映させる、公募型指名競争入札を導入し、実施すべきである。その場合、できるだけ、指名数を制限しない方式とすべきである。

この改善方法は、必要とするノウハウも少なく、比較的容易に導入できる改善方法であるため、「現状」からの改善の第一歩、市町村において少なくとも導入すべき水準のものと位置づけられる。

③ 改善ステップⅡ

「改善ステップⅠ」は最低限の水準のものであり、今後の入札・契約方式の標準的な水準は「改善ステップⅡ」である。

「改善ステップⅡ」は、総合評価落札方式により発注の相手方の選定に当たって価格に加え、価格以外の要素を含めて競争に付すという方向がある。もう一つの方向は、従来から行われてきている、入札前に機種・処理方式を選定・限定することはやめ、あるいは建設工事だけでなく運営を含める等して、競争に付す発注の範囲を拡大するという方向がある。

平成10～17年度の間に廃棄物処理施設の建設工事の契約を行った市町村を対象にしたアンケートによると、60%を超える市町村が建設に加え運営を含めた発注方式の

採用を検討したいとしている。既に公設民営方式を含めたPFI方式の導入事例が蓄積し始め、施設の運転維持管理の長期責任委託方式の導入事例も広がり始めている。公共工事品質確保法に基づき総合評価落札方式を導入すべきこととこうしたPFI方式等に関する動向から、上記の二つの方向のうちいずれかの方向の改善策を導入する「改善ステップⅡ」は、標準的な水準と位置づけられる。

④ 改善ステップⅢ

これからの市町村における廃棄物処理施設の建設や運営については、廃棄物処理事業の経営という視点から、安全・安定稼働を第一とし、品質が良く、効率的なサービスを住民に提供することを目指し、順次改善を図っていく方向を目指すことになると考えられる。経営の視点からの事業改善を模索・検討している改革意欲のある市町村は、標準的な水準となる「改善ステップⅡ」の取組よりもさらなる改善を目指すこととなるものと考えられる。そこで、本手引きでは、改革意欲ある市町村が取り組むための水準として、「改善ステップⅢ」を提示する。同時に、「改善ステップⅢ」は、多くの市町村にとって目標となる水準とすることが適当である。

「改善ステップⅡ」において、総合評価落札方式の導入という方向と、建設工事だけでなく運営を含める等して、競争に付す発注の範囲を拡大するという方向の2つを示し、いずれか一つの方向に取り組むことを標準としていることから、「改善ステップⅡ」の一步上を目指す取組として、2つの方向に同時に取り組むものを「改善ステップⅢ」とする。2つの方向に同時に取り組むことは、多くの市町村にとって、目標となる水準と位置づけられる。

⑤ 改善ステップⅣ

「改善ステップⅣ」は、さしあたり導入しうる新しい手段の主要なものを導入した最終的な姿であり、いわば望ましい水準と位置づけられる。特に改革意欲に富んだ市町村等は、このような方式を導入することが市町村等の廃棄物処理事業経営にとって有利となるかどうかを十分に検討し、有利になると判断される場合には積極的に導入を図ることが望ましい。

表 1 発注方法についての改善ステップ

発注の範囲 発注の相手方の選定の方法	〔現 状〕 ○設計・施工分離発注もある ○発注前に機種・方式を決定 ○運営を含めないで発注	〔改善第一段階〕 (5) 設計・施工一括発注 を導入	〔改善第二段階〕 (5) 設計・施工一括発注 (4) 競争的に機種・方式を決定 を導入	〔改善第三段階〕 (5) 設計・施工一括発注 (4) 競争的に機種・方式を決定 (3) PFI等運営を含む長期包括 的な発注 を導入	考 え 方
〔現 状〕 ○指名競争入札 (最低価格自動落札) ○随意契約	平成 18 年頃までの発注方法				現状維持ではなく、改善ステップを踏み出すべきである。
改善第一段階 (4) 公募型指名競争入札 (できるだけ指名数を制限しない) を導入		改善ステップⅠ	改善ステップⅡ	改善ステップⅡ	改善ステップⅠの状態はニمامであり、改善ステップⅡを標準と考えるべきである。
改善第二段階 (4) 公募型指名競争入札 (できるだけ指名数を制限しない) と (2) 総合評価落札方式 を導入		改善ステップⅡ	改善ステップⅢ	改善ステップⅢ	改革志向・意欲のある市町村は、改善ステップⅢに取り組むべきであり、その他の市町村も、改善ステップⅢを目指すべき目標と考えるべきである。
改善第三段階 (2) 一般競争入札で行う総合評価落札方式 を導入		改善ステップⅡ	改善ステップⅢ	改善ステップⅣ	改善ステップⅣは自治体の判断に委ねられる望ましい発注方式であるが、特に意欲的な市町村は導入を検討すべきである。

近年の発注方法では殆ど『改善ステップⅣ』が用いられている

本巻末資料は平成 18 年 7 月に公表した「廃棄物処理施設建設工事等の入札・契約の手引きについて」を一部表現修正し、再録したものです。